

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月25日

鈴木市長 **末松則子**

鈴木市条例第3号

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 市長及び副市長の給与等に関する条例(昭和45年鈴木市条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第3条 市長等には、前条に規定する給料のほか、期末手当を一般職の職員の例により支給する。ただし、支給する期末手当の額は、期末手当の基礎額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6月 <u>100分の232.5</u> (2) 12月 <u>100分の232.5</u> 2 略	(期末手当) 第3条 市長等には、前条に規定する給料のほか、期末手当を一般職の職員の例により支給する。ただし、支給する期末手当の額は、期末手当の基礎額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6月 <u>100分の230</u> (2) 12月 <u>100分の230</u> 2 略

(鈴木市教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 鈴木市教育長の給与等に関する条例(昭和41年鈴木市条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)

<p>第3条 教育長には、前条に規定する給料のほか、期末手当を一般職の職員の例により支給する。ただし、支給する期末手当の額は、期末手当の基礎額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の232.5</u></p> <p>(2) 12月 <u>100分の232.5</u></p> <p>2 略</p>	<p>第3条 教育長には、前条に規定する給料のほか、期末手当を一般職の職員の例により支給する。ただし、支給する期末手当の額は、期末手当の基礎額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の230</u></p> <p>(2) 12月 <u>100分の230</u></p> <p>2 略</p>
--	--

(常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 常勤の監査委員の給与等に関する条例（平成19年鈴鹿市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第3条 常勤の監査委員には、前条に規定する給料のほか、期末手当を一般職の職員の例により支給する。ただし、支給する期末手当の額は、期末手当の基礎額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の232.5</u></p> <p>(2) 12月 <u>100分の232.5</u></p> <p>2 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第3条 常勤の監査委員には、前条に規定する給料のほか、期末手当を一般職の職員の例により支給する。ただし、支給する期末手当の額は、期末手当の基礎額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の230</u></p> <p>(2) 12月 <u>100分の230</u></p> <p>2 略</p>

(鈴鹿市上下水道事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 鈴鹿市上下水道事業管理者の給与等に関する条例（平成2年鈴鹿市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(期末手当)</p> <p>第3条 管理者には、前条に規定する給料のほか、期末手当を一般職の職員の例により、市長が定め支給する。ただし、支給する期末手当の額は、期末手当の基礎額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の232.5</u></p> <p>(2) 12月 <u>100分の232.5</u></p> <p>2 略</p>	<p style="text-align: center;">(期末手当)</p> <p>第3条 管理者には、前条に規定する給料のほか、期末手当を一般職の職員の例により、市長が定め支給する。ただし、支給する期末手当の額は、期末手当の基礎額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の230</u></p> <p>(2) 12月 <u>100分の230</u></p> <p>2 略</p>

(鈴鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第5条 鈴鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年鈴鹿市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及び議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の202.5</u></p> <p>(2) 12月 <u>100分の202.5</u></p>	<p style="text-align: center;">(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散により任期が終了した日現在）における議員報酬月額及び議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の200</u></p> <p>(2) 12月 <u>100分の200</u></p>

3 略

3 略

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。